

写

長崎最賃審発第16号
令和7年9月18日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年8月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

⑤

長崎最賃審発第17号
令和7年9月18日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

写

長崎最賃審発第18号
令和7年9月18日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき諮問のあった、長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。